

## 平成22年 教育委員会第22回定例会 会議録

日 時 平成22年12月28日（火） 午後4時00分～午後4時39分  
場 所 教育委員会室

### 議事日程

#### 第 1 協議

##### 【指導課】

(1) 平成23年度 千代田区教育委員会教育目標及び基本方針

#### 第 2 報告

##### 【子ども総務課】

(1) 移動教育委員会（1月25日）

##### 【指導課】

(1) 九段中等教育学校における発達支援体制構築のための調査検討会

#### 第 3 その他

##### 【子ども支援課】

(1) 子ども手当の状況

##### 【学務課】

(1) 学級編制

(2) 感染性胃腸炎等

### 出席委員（5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

### 出席職員（8名）

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司

### 欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

すみません。私、ちょっと風邪ぎみなので、エチケットでマスクをしていますが、お許しをいただきたいと思っております。

それでは、ただいまから平成22年教育委員会第22回定例会を開会いたします。

本日は、清古参事は欠席でございます。

また、今回の署名委員は、福澤委員にお願い申し上げます。

## ◎日程第1 協議

### 指導課

#### (1) 平成23年度 千代田区教育委員会教育目標及び基本方針

市川委員長 | それでは、日程第1、協議に入ります。

平成23年度、千代田区教育委員会教育目標及び基本方針について、指導課長から説明をしてください。

指導課長 | それでは、来年度の本区教育委員会教育目標と基本方針について、ご協議をお願いしたいと思います。

この件につきましては、前回、本委員会でご協議いただいたところです。その際、概要を説明させていただきまして、地域と子どもたちについてご指摘をいただきました。その部分について、次のような整理をさせていただきました。

本区の場合は、一定の基準を設けて、区域外就学ということで、区外のお子さんも区立学校に就学を認めているわけでございますけれども、地元地域の子どものみならず、千代田区立の保育園や学校に在籍する子どもたちのために、千代田区に住んでいる区民はもとより、千代田区に職場を定めている方あるいはそこで学ぶ方、こういった、千代田に集まり、集う人々ですとか、企業の方々すべての方と連携して子どもたちを育てていく、区長が提唱している、共に育む「共育」の理念を踏まえてということで、本日、改めて、案2として、2ページ目に基本方針の前文を、4行ほどですが、このような形に改めさせていただきました。点線が前回の提案と異なっている部分です。読ませさせていただきます。

「千代田区教育委員会は、「教育目標」を達成するために、本年度は、以下の「基本方針」及び具体的な施策に基づき、「共育」の理念のもと、千代

田区に住み、働き、学び、集う人々や企業等、すべての人々と連携・協働して、未来を担う千代田の子どもたちのため、総合的な次世代育成支援施策を推進する。」と、こんな表現に改めさせていただきました。

また、前回、表記も含めて、変更点を説明はさせていただいたんですが、分量が多くてわかりにくかった部分もあるかと思っておりますので、繰り返しのようになりますが、ポイントだけ、今日、もう一度おさらいと申しませうか、確認をさせていただきたいと思っております。

基本方針1の(2)にいじめに類する文言があるのですが、その後段で、いじめ相談レターですとかメッセージ、いじめ防止の取り組みを徹底するというので、強調する表現をとらせていただきました。

それから、3ページ目になりますが、基本方針2の(5)(6)(7)(8)は、昨年度は少し混在する形になっておりましたので、(5)については、特別支援教育あるいは発達障害支援に関する内容にまとめさせていただき、児童・家庭支援センターが中心となりますけれども、関係機関との連携、協力を明文化しております。また、発達支援・特別支援教育についての区民への理解、啓発を推進するというので、予算のほうも今検討させていただいておりますので、これを明確化しております。

それから、(6)(7)については、就学前教育、小学校教育の前段という部分と、小・中・中等教育学校でのキャリア教育、進路指導について、昨年度は混在しておりましたので、(6)について就学前教育、そして(7)については望ましい勤労観・職業観を内容とするものとさせていただきます。

また、(8)につきましては、中学校・中等教育学校の特色化を推進するというのでありますけれども、過日、この会議も、校長、園長先生方においていただきまして、特色ある教育活動についてプレゼン、教育委員の皆様には評価、協議をしていただきました。この事業を充実していくということで、具体としては、「学力向上策や体験的な活動の取組を工夫する」という文言を、ここに明記させていただきました。

最後になります。4ページ目、基本方針4の(3)に、「英語に親しむ活動・外国語活動」の表現がございます。ご案内のとおり、千代田区は、新学習指導要領で規定される以前から、英語に親しむ活動は先行的に実施しておりますけれども、来年度から完全実施となります新学習指導要領で、小学校における外国語活動が明記されたこと、また、本区の取り組みとしては、来年度から、保育園についても子どもたちが英語に親しむ活動を取り入れるということで、「保育園・こども園・幼稚園・小学校」と、こういう流れで表現をまとめさせていただきました。

分量が大変多くございますが、何かご意見等ございましたら、今日、いただければ、検討させていただきまして、年明け、1月末に最終的にはご審議、ご決定いただければと思っております。よろしく願いいたします。

説明は終わりました。

市川委員長

福澤委員 何かご発言がありましたら、お願いいたします。

市川委員長 この2ページの一番初めのところですね。ここは、「未来を担う千代田の子どもたちのため」という表現になって、これは千代田でなくとも、目黒区のほうから通っている子であっても、千代田の子と解釈すれば、それはそれで良いと思いますから、これで良いと思いますよ。

指導課長 よろしゅうございましょうか。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

指導課長 委員長、決定まで一月弱、時間がとれますので、また何か細かな点でお気づきの点がありましたら、ご一報いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

市川委員長 というような話をごぞいましたけれども。では、そういうことにさせていただきますのでよろしいですか。

(了 承)

市川委員長 はい。それでは、何かご意見があれば、次回にまたお願ひをするということで、次に進みたいと思います。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

#### (1) 移動教育委員会(1月25日)

##### 指導課

#### (1) 九段中等教育学校における発達支援体制構築のための調査検討会

市川委員長 次は、教育委員会の話ですね、移動教育委員会。お願ひします。

子ども総務課長 それでは、お手元の資料がございしますが、平成23年第1回教育委員会定例会の日程ということで、実は、後ほど、会の終わりに日程の確認をさせていただきたいと思ったんですが、資料に第1回と銘打っておりますので、ここで合わせて確認をさせていただきたいんですが、年明け1月、第1回の教育委員会、通常ですと第2火曜日ですから11日ということになるんですが、11日につきましては、年明け早々ですので、皆様方、多忙を極めているということもございましょうし、とりたてての今のところの案件がございませんで、休会とさせていただきたいと思います。そして、第1回目は、そうしますと25日を予定させていただきたいと思います。

その25日は、早速、移動教育委員会ということになります。富士見みらい館のほうへ視察に参りまして、こども園の職員の方々との懇談を予定しております。したがって、時間も少々早目になります。2時からという予定にさせていただきたいと思います。その中で、視察が終わりまして、その後、その場での教育委員会定例会という予定をしております。よろしくお願ひいたします。

市川委員長 以上です。

市川委員長 説明は以上でございしますが、何かございませうでしょうか。

子ども総務課長  
市川委員長

1月11日ですか。本来であれば、あるのを、なしにすると。

はい。

25日は、今、説明があったようなことにさせていただきたいと、こういう事務局からのお話でございます。

よろしゅうございますか。

(了 承)

子ども総務課長  
市川委員長

ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らっていただきたいと思います。

次は、指導課の九段中等教育学校における発達支援体制構築のための調査検討会ですね。

指 導 課 長

先週の水曜日になりますが、九段中等教育学校を会場に、九段中等教育学校における発達支援体制構築のための調査検討会の1回目を開催させていただきましたので、口頭ですが、簡単に報告をさせていただきたいと思えます。

お手元に当日の次第と、裏面に委員の名簿を資料として配付させていただきました。年末、急遽の開催にもかかわらず、裏面にありますような学識経験者あるいは学校経営評議会の会長様、PTA会長様そして学校関係と事務局という構成で、第1回目を開催させていただいたところでございます。

冒頭、事務局から、本校生徒の実態あるいは教育的ニーズをよりの確に把握して、今回、本校の施設を充実されますので、発達支援のための具体的な支援体制を策定するという趣旨を説明させていただき、会がスタートしております。

内容といたしましては、ことしの調査検討会に先立ちまして、昨年度、大学研究機関に依頼をしまして実施しました、本校における発達障害支援体制調査の結果を報告させていただき、学校側から本校の支援体制について、詳細を説明いただきました。

また、事務局から、千代田区における特別支援教育の全体像、本教育委員会でも以前説明をさせていただきましたが、さまざまな特別支援教育の施策について説明をさせていただき、特に、児童・家庭支援センターからは発達障害への支援の縦の連携について、詳細を説明いたしました。

また、施設課からは、今回の改修整備の中で、発達障害支援と関係する内容等々について、具体的な設計図面なども用い、説明したところです。

また、最後、都の動向ということで、特別支援教育に関する第三次計画という計画が、東京都教育委員会からこの秋発表されましたので、東京都全体の動きということで説明をさせていただいた後、協議に入りました。

協議の中では、保護者の方から、現在の特別支援教育のあり方や、また、区として取り組んでいること、学校として取り組んでいること、全体像が非常によくわかった、関連性がよくわかったというお話をいただきましたし、千代田区として、随分きめ細かく計画、実施しているというようなお話もちょうだいいたしましたところでは。

学校からは、この調査研究を生かすためにも、教員の資質向上、特に、特別支援教育ですとか発達支援について、基本的な教員の理解はなされているけれども、それをもう一步進めるためにこの調査研究を活用したいという、校長からのお言葉がありました。

また、学識経験者からは、校内委員会——校内委員会というのは、特別な支援を要するお子さんにどのように学校全体としてかかわっていくかということを検討する学校内部の会ですけれども、この位置づけ、あり方について、この研究でもっと深めていくといいでしょうというようなご提言ですとか、あるいは、カウンセリングルームやプレイルームの具体的な活用方法について検討する必要がありますねというようなお話をいただきました。

このほか、保護者からの期待ということで、適性検査を通過した子どもたちが在籍はしますが、早期発見・早期対応の方法、具体策についてぜひ研究してほしいということすとか、教員が非常によくやってくれているので、教員の負担軽減につながるようなことも配慮してほしいというご要望も、保護者委員からいただきました。

あわせて、これも保護者の方から出た意見ですけれども、保護者も発達障害を正しく理解して支援していくと、親の受けとめ方等についても、啓発する取り組みを、ぜひ、この研究成果として発表していただきたいという要望をいただいたところでございます。

この調査検討会につきましては、校内支援体制が、ある程度本校においては完成しておりますが、新施設の活用等も含めて再構築すること、あるいは外部専門家との連携、個別支援の方法、そして、先ほどもありましたが、発達支援に関する啓発方法、こういったものを、今後、保護者あるいは教員のニーズも調査しながら進めていくということで了解をいただきまして、次回、年明けに2回目を実施する予定で、今回は閉会したところでございます。

雑駁な報告でございますが、このような形で、無事1回目を終了することができましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

市川委員長

ご苦労さまでした。

何かご意見等、ご質問等ありましたら、どうぞ。

古川委員

ちなみになんですが、適性検査を受けて入ってこられた生徒さんで、その後に、発達障害があつて、おうちのほうでもその認識があつて、学校の先生方ともそういう情報を共有している生徒さんというのは今までにいらっしゃるのでしょうか。前回の調査結果は、先生から見ると気になるとか支援が必要だと思われる生徒さんが何人いるということですよ。それとは別に、もう既に、家庭で障害を認識していて、先生とのやりとりがある生徒さんというのはいらっしゃるのでしょうか。

指導課長

昨年度の調査において、発達障害の診断を、専門家といいますか、医師からなされている生徒も若干名いらっしゃいます。それから、教員の見立てで

はありますけれども、複数の教員が発達障害の傾向があるのではないかと  
思われるお子さんも一定程度の在籍ということが、去年の調査ではわかって  
おります。

そういった子どもたちについては、一概に発達障害だというラベリングと  
いいますか、レッテルを張ることは極めて危険ですので、慎重にしていると  
ころです。保護者にもご理解いただいて、学校と情報を共有して、個別の手  
当といいますか、支援を進めているお子さんも複数いらっしゃるんですが、  
比較的そういったお子さんはスムーズに学校生活を送られています。

課題となっているのは、なかなか保護者と共有化できない事例について  
は、学校の指導も難航しているという事実はございます。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

### ◎日程第3 その他

#### 子ども支援課

#### (1) 子ども手当の状況

##### 学務課

#### (1) 学級編制

#### (2) 感染性胃腸炎等

市川委員長

それでは、次の報告に移りたいと思いますが、各課長から何かございま  
すか。

子ども支援課長

子ども支援課からお願いします。

本年4月から子ども手当の支給というのが始まっているところなんです  
が、この法律自体は1年間の時限立法ということで運用いたしております。  
最近、マスコミ等でかなり、3歳までが2万円になるとか、負担がどうなる  
とかといったような話題が出ておりましたので、現時点で確実に、確認でき  
る部分についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

12月20日付事務連絡で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課子ど  
も手当管理室のほうから、5大臣合意についてということで、文書が送付さ  
れております。この5大臣ですが、国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大  
臣、厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣の少子化対策担当の5人の大臣の  
合意ということになっております。

本年の、現在行われております子ども手当の支給との大きな違いでござい  
ますけれども、一番大きな点といたしまして、3歳未満の子ども1人につ  
き、月額2万円とするということで、7,000円の上積みをします。保育料を  
子ども手当から直接徴収できるようにします。学校給食費については、保護  
者の方の同意があれば子ども手当から納付できるようにします。支給対象と

なる子どもについては、国内に居住していることを要件とします、といった部分が大きな違いであるかと思えます。

3歳未満のお子さん、2万円になるということで、7,000円の増額ということなんですが、この7,000円の増額分については、すべて国のほうで負担をし、地方については、本年と同じような負担ということで、計画をしているということになっております。

それから、地方の6団体の中で合意をした、何かの国への申し出というものは、今のところなされていないというふうに聞いております。

以上でございます。

市川委員長 子ども手当に関する、現在のところ——法律はまだ通っていないのかな。

子ども支援課長 はい。

市川委員長 現在のところの説明でございましたけど、いかがでしょう。

今の説明の中で、子どもが日本に在住しているというのが要件だと言ったんですけども、そういう説明でしたよね。

子ども支援課長 はい。

市川委員長 それは3歳以上の子もそうなんですか。

子ども支援課長 はい。年齢に関係なくというところで。千代田ではそれほど問題になりませんでしたけれども、外国人の……

市川委員長 去年ありましたよね。

子ども支援課長 ええ。外国人の労働者の方のお子さんですね。非常にひどい例ですと、何十人と養子縁組したからその分というような請求があったということで、この辺を防止するという理由でございます。

ただ、日本人のお子さんの場合は、留学をしているというのは特例的に支給対象として認められるというふうなお話になっているようです。

市川委員長 はい。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、よろしければ、次のほうに移りたいと思いますが。学級編制ですか。

学務課長 それでは、学務課から、学級編制につきまして、それから、感染性胃腸炎等につきまして、2点ご報告申し上げます。

まず、1点目、学級編制につきましてでございます。政府が来年度予算案の決定を行いまして、それに伴いまして、学級編制につきましても、各種報道がなされてございます。文部科学省のホームページ等、そちらのほうにもいろいろな公表されているものがございます。その内容につきましての報告でございます。

まず、35人学級につきましてですが、平成23年度は小学校1年生について制度化をするという形で、今、政府案が決定されたところでございます。具体的には、次期通常国会の中に、義務標準法を改正しまして、こちらのほうで小学校1年生については35人を上限とするというような形の法改正を行っ



ていくというものだということでございます。

そして、その法の中で、今現在は、市区町村教育委員会が学級編制をする際には、都道府県教育委員会が定めた基準に従うことや、あらかじめ都道府県教育委員会と協議をして同意を得なければならないとなっているものにつきまして、市区町村の判断でできるように、同意が不要になるようなことも、今、検討を行っているところでございます。そうしますと、区のほうでも学級編制の基準につきまして考えていかなければいけないかと考えておりますので、今後そのような形の対応をしっかりと検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今現在、学級編制のほうは、就学事務を行っているところでございますけれども、小学校1年生につきましては、現時点では、今年度5月1日の421人を下回る数字で行くのではないかと考えております。そうしますと、私立進学がまだ未定ではありますけれども、各学校70人以下、2学級以下で編制ができるのではないかと考えておりますので、このままであれば、施設面でクラスを増やすと、そういうようなことは必要ないかというふうに考えております。

続きまして、感染性胃腸炎等につきましてご報告申し上げます。

まず1点目ですが、12月9日に感染性胃腸炎の流行警報が東京都から発令されまして、それに伴いまして、区でも対策を行って、各学校に注意喚起をしているところでございます。

お手元に配らせていただきました資料ですが、都教委のほうがこのような形のチラシを、幼稚園バージョンと、あと、こちらのお手元でございますのが小学校バージョン、あと、中学校・中等教育学校バージョンというような形で、3種類つくっております。それぞれ、区では、幼稚園、こども園、小学校、中学校・中等教育学校のチラシを、各保護者あて1通ずつお配りしております。あわせて、区の保健所でこのようなチラシを作成しておりますので、これにつきましては、今申し上げましたところと、あと、認証保育所も含めて、保育園に、あわせてこちらの黄色いのチラシを配って、ご家庭等でも注意喚起をお願いしているところでございます。

続きまして、インフルエンザの流行でございますが、12月16日に定点当たりが1.04人ということで、流行の目安となる1人を超えたということでございます。東京都では、同日、インフルエンザの流行開始という形で発表しているところでございます。

現在、感染性胃腸炎もインフルエンザも、区では、保育園、各学校とも、園で1人、2人というような規模で推移をしております、学級閉鎖等を行う状況にはなっていないところでございます。今後、年末年始の休業を挟んで、また、1月以降、学校開始、保育園も開始という形になったら、その後の推移につきましては見守っていきいたいというふうに考えております。

保育園については、まだ、29、30日と、年末保育もあるということでございますので、推移につきましては、しっかりと見守っていきいたいと考えてお

ります。

それから、新聞報道で、鳥インフルエンザ、ツル等でインフルエンザの陽性反応が出たという報道もございました。それにつきまして、区教委では、各学校につきまして、児童・生徒また教職員に対して、野鳥等への対応ということで、死んだ野鳥を発見したときには手でさわらないとか、鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすることですとか、そのような注意点を各学校のほうに注意をして、それぞれ児童・生徒に注意喚起をするようにと伝えているところでございます。

以上2点でございますが、私からの報告は終わりでございます。

市川委員長

ご苦労さまでした。

何かございましたら、どうぞ。

中川委員

千代田区はそんなに影響はないかもしれないんですけど、1年生のみ制度化というのはね、何だかおかしいですね。今後、どうなってっちゃうのか。

学務課長

以前は、1・2年生もやって、その後毎年というようなお話もありましたけれども、現在は、23年度は1年生のみということで、それ以後、小学校2年生以降の取り扱いをどうするのかということでございますが、それについては、今、発表されている中では、学級規模と教育成果の相関性があるのだとか、後年度負担の問題はどうなるのだとか、公務員総人件費改革との整合性と、また、国と地方の役割分担、既に8割以上がもう35人以下学級になっていると、そんな状況を引き続き、来年度以降の予算編成で議論していきましょうというふうな形、先送りみたいな形になっておまして、とりあえずは、来年は1年生だけというふう聞いております。

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、なければ、委員さんのほうから何かございますか。どうぞ。

中川委員

成人の日の集いなんですけども、今年、青年学級に来ている人で、3人、成人になる人がいるんですね。やっぱり成人式に出たいということで、その分に関しては対応すること、皆さん協力することになっているんですけど、青年学級に来ていなくても、今年二十歳になる成人というのは、こちらでは、教育委員会では把握はしていらっしゃいますか。

子ども総務課長

しておりません。文化スポーツ課で所管をしておまして、私は正確な情報は持っておりません。

中川委員

何か、やっぱり障害のある方で、他の区から転入して今年千代田区で成人になった人が、千代田区はそういうふうに出席させてくれて、とってもうれしいというふうに言っているんですけどね。ほかにもいらっしゃったら、ぜひと思ったんですけど。

子ども総務課長

その点につきましては、ちょっと詳細がわかりませんので、また確認をさせていただきます。申しわけございません。

市川委員長

成人式の日に出席というのは、基本的には住民登録が要件なだけでしょ。

子ども総務課長

そうですね。

市川委員長　それで二十歳になっていけばいいわけですよ。ですから、何がどうこうしたからだめですみたいな、そんな話ではないということですよ。

子ども総務課長　ないということですね。障害があるからと——ではないと。

中川委員　でも、他の区では、出にくいということがあらしいんですよ。だけど、千代田区は……

子ども総務課長　出にくいというのはあるのかもしれないけど、声はかかりますよね。

市川委員長　それは、たまたま事務手続とかそういうことを考えて、そんなことを言っているんですかね。招待状を送ったりなんなり、しなきゃいけないわけですね。

中川委員　それはもう、送ってはいるらしいんだけど、皆さんが自主規制しなきゃいけないような雰囲気になっちゃうとね。ということはあるらしいんです。

市川委員長　本区ではそういう話は聞いたことないですね。

子ども総務課長　聞いたことないですね。

中川委員　だから、すごく喜んでいると。

市川委員長　まあ、フォローして、どのようなことなのか、お願いしたいと思います。

子ども総務課長　はい。

市川委員長　ほかにいかがでしょうか。

子ども総務課長　年明け1月5日に、新年交歓会がございますので、ご参加いただきたいと思ひます。

市川委員長　また、委員長につきましては、役割がございますので。

子ども総務課長　何だっけ。乾杯ですか。

市川委員長　手締めですね。最後に。よろしくお願ひいたします。

子ども総務課長　締めの音頭を取るわけ。

市川委員長　よろしくどうぞお願ひいたします。

子ども総務課長　以上です。

市川委員長　はい。

市川委員長　それでは、本日、以上をもちまして、議題が全部終わったようですので、定例会を閉会したいと思います。